

住宅の省エネ改修に伴う減額措置について

令和13年3月31日までの間に次の要件を満たす省エネ改修工事を行った住宅について、翌年度の対象家屋の固定資産税額を3分の1（改修により長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2）減額します。

対象家屋の要件

1. 平成26年4月1日以前から存在する住宅であること（賃貸住宅を除く）
2. 人の居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の床面積の2分の1以上であること
3. 令和8年4月1日以降に改修が完了した場合、改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下であること
令和8年3月31日までに改修が完了した場合、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

省エネ改修工事の要件

次の1から4までの工事のうち、**1を含む工事を行い**、かつ断熱改修に係る工事費が60万円を超える場合または断熱改修に係る工事費が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超える場合に対象となります。

1. 窓の改修工事（必須）
2. 床の断熱改修工事
3. 天井の断熱改修工事
4. 壁の断熱改修工事

※国・地方公共団体から補助金などを受けている場合は、その金額を工事費から控除します。

減額される範囲

減額の対象となるのは、居住部分の床面積が1戸当たり120㎡までです。120㎡を超えるものは、120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

減額を受けるための手続き

減額を受けるには、**工事完了後3ヶ月以内**に次の書類を税務課固定資産税係までご提出ください。

1. 省エネ改修住宅固定資産税減額申告書
2. 現行の省エネ基準に適合した住宅であることを証する増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの）
→証明書の様式等については、[国土交通省ホームページ（リンク先）](#)をご参照下さい。
3. 工事内容や金額を示す工事明細書及び領収書
4. 長期優良住宅の認定通知書の写し（改修により長期優良住宅の認定を受けた場合のみ）

※耐震改修軽減とは重複して適用を受けることはできませんが、バリアフリー改修軽減（認定長期優良住宅となった場合を除く）とは併用して適用を受けることが可能です。

※1戸につき1度しか適用できません。

※都市計画税には適用されません。